

## ○放置違反金等に係る滞納処分執行要領の制定について

(平成 28 年 11 月 15 日例規第 66 号)

この度、別添のとおり「放置違反金等に係る滞納処分執行要領」を定めたので通達する。

なお、放置違反金等に係る滞納処分執行要領の制定について（平成 19 年例規交指第 65 号）は、廃止する。

別添

### 放置違反金等に係る滞納処分執行要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、放置違反金収納事務手続等に関する事務取扱要領の制定について（平成 18 年例規交指第 48 号。以下「収納要領」という。）第 22 の規定に基づき、滞納処分の執行に関する事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 準拠

滞納処分執行に関する事務については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づく地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 68 条第 6 項の規定による国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定の例及び静岡県放置違反金収納手続等に関する規則（平成 18 年県公委規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 第 3 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 徴収吏員 放置違反金の滞納処分に係る放置違反金及び延滞金（以下「放置違反金等」という。）の徴収に関する事務に従事する県本部交通指導課放置駐車対策センター員及び署交通課員をいう。
- (2) 滞納処分 放置違反金等を自主的に納付しない場合に強制的に徴収するための手続をいう。
- (3) 滞納者 放置違反金等の納付義務者で、納付すべき放置違反金等を納付の期限までに納付しないものをいう。
- (4) 交付要求 滞納者の財産に対し既に先行する強制換価手続が開始されている場合において、当該執行機関に対して換価代金の中から滞納額に相当する金額の配当を求めることをいう。

#### 第 4 徴収吏員の指定等及び徴収吏員証の取扱い

##### 1 徴収吏員の指定及び指定の解除

- (1) 徴収吏員の指定等

ア 県本部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）及び署長は、自所属の職員のうち巡査部長以上の階級にある警察官又は同等の職格にある警察行政職員の中から、徴収吏員を指定するものとする。

イ 交通指導課長又は署長は、特に必要があると認めるときは、前記アの規定にかかわらず、巡査の階級にある警察官又は同等の職格にある警察行政職員を徴収吏員に指定することができるものとする。

ウ 署長は、前記ア及びイの規定により、徴収吏員を指定したときは、当該徴収吏員について交通指導課長に報告するものとする。

## (2) 徴収吏員の指定の解除

交通指導課長及び署長は、徴収吏員に指定した職員が人事異動その他の理由により滞納処分に関する事務を執行することができなくなったときは、指定を解除するものとする。

## 2 徴収吏員証の取扱い

(1) 交通指導課長は、前記1(1)の規定により指定した徴収吏員に、徴収吏員証（規則様式第53号）を交付するものとする。

(2) 徴収吏員は、滞納処分に関する質問、検査若しくは捜索又は差押えをするときは、徴収吏員証を携帯し、関係者から要求があったときは、これを呈示するものとする。

(3) 徴収吏員は、徴収吏員証の適正な保管管理に努めるものとする。

(4) 徴収吏員は、徴収吏員証を紛失し、若しくは汚損し、又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその状況を交通指導課長に報告（署にあっては、署長を経由）するとともに、徴収吏員証再交付申請書（様式第1号）により再交付の申請をするものとする。

(5) 前記1(2)の規定により指定を解除された徴収吏員は、交通指導課長に徴収吏員証を返納（署の徴収吏員にあっては、署長を経由）すること。

(6) 徴収吏員証の廃棄は、交通指導課において行う。

(7) 交通指導課長は、徴収吏員証の交付及び返納状況を徴収吏員証交付者名簿（様式第2号）に記載するものとする。

## 第5 書類の送達

### 1 書類の送達方法

滞納処分に関する書類（以下「関係書類」という。）は、郵送又は交付送達によりその送達を受けるべき者（以下「被送達者」という。）の住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）に送達するものとする。

#### (1) 郵送による送達

郵送により送達する場合において、相手側への到達の証明が必要であるときは、書留郵便、配達証明郵便等により送達するものとする。

## (2) 交付送達

- ア 交付送達は、被送達者の住所等において、徴収吏員が被送達者に対し関係書類を交付するものとする。ただし、当該被送達者に異議がないときは、その他の場所で交付することができる。
- イ 被送達者の住所等において被送達者に出会わないときは、その使用人その他の従業員又は同居の者で関係書類の受領について相当のわきまえのあるものに関係書類を交付することとする。
- ウ 被送達者その他前記イに規定する者が送達すべき場所に不在のとき、又はこれらの者が正当な理由がなく関係書類の受取を拒んだときは、住所等に関係書類を差し置くものとする。

## 2 公示送達

前記1の規定により送達すべき関係書類について、当該送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、地方税法第20条の2の規定により当該送達に代えて公示送達をするものとする。

## 3 書類送達の記録

徴収吏員は、関係書類を前記1の規定により送達した場合は、その状況を放置違反金管理簿（収納要領様式第2号）に記録しておくものとする。

## 第6 滞納処分の要件

滞納処分は、原則として、規則第11条に規定する差押えの予告を受けた者が指定された期日までに放置違反金を完納しない場合に行うものとする。

## 第7 省略

## 第8 差押予告

督促及び催告によっても当該滞納者が放置違反金又は延滞金を納付しない場合は、当該滞納者に対し差押予告通知書（規則様式第11号）により差押えの予告を行うものとする。

## 第9 滞納処分の決定

滞納処分の執行に当たっては、滞納者の身上関係、財産等の調査結果を検討の上、滞納処分執行決定書（様式第3号）により滞納処分の執行を決定するものとする。

## 第10 搜索

- 1 徴収吏員は、国税徴収法第142条第1項の規定により、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所を搜索することができる。
- 2 徴収吏員は、国税徴収法第142条第2項の規定により、滞納処分のため必要があり、かつ、次のいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所を搜索することができる。

- (1) 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしないとき。
  - (2) 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合に、その引渡しをしないとき。
- 3 徴収吏員は、前記 1 の規定により捜索を行った場合は、国税徴収法第 146 条の規定により捜索調書（規則様式第 22 号）を作成し、捜索調書（謄本）（規則様式第 23 号）を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付するものとする。

なお、捜索の結果滞納者の財産を差し押さえる場合は、捜索調書に代えて差押調書（規則様式第 24 号）を作成し、差押調書（謄本）（規則様式第 25 号）を差押えを受けた滞納者又は第三者及び立会人に交付するものとする。

## 第 11 財産の差押え

### 1 債権の差押え

- (1) 滞納者の預貯金債権、給与債権又は生命保険（以下「預貯金債権等」という。）を差し押さえる場合は、債権差押通知書（規則様式第 29 号）を金融機関、給与支払者、生命保険会社等の第三債務者に送達することとする。
- (2) 預貯金債権等を差し押さえた場合は、債権差押調書（規則様式第 27 号）を作成し、債権差押調書（謄本）（規則様式第 28 号）を滞納者に交付することとする。
- (3) 差押えの対象とする財産は、原則として、滞納者の債権とする。

### 2 債権証書の取上げ

- (1) 債権の差押えのため必要がある場合において、国税徴収法第 65 条の規定によりその債権に関する証書（以下「債権証書」という。）を取り上げるときは、取上調書（規則様式第 30 号）を作成し、取上調書（謄本）（規則様式第 31 号）を滞納者その他当該処分を受けた者に交付するものとする。ただし、債権証書の取上げに際し、捜索調書又は差押調書を作成するときは、これらの調書に当該債権証書の名称その他必要事項を付記して取上調書の作成に代えるものとする。
- (2) 徴収吏員は、取り上げた債権証書の出納の状況を差押財産出納簿（様式第 4 号）に記載し、その保管状況を明らかにしておくものとする。

### 3 登録自動車の差押え

- (1) 徴収吏員は、登録自動車（車両運送法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する自動車ファイルに登録された自動車をいう。以下同じ。）の差押えをするときは、当該登録自動車の使用の本拠地を管轄する運輸支局に、差押えの登録の嘱託を行うものとする。
- (2) 徴収吏員は、差押えの登録を確認したときは、差押書（規則様式第 32 号）を作成し、当該滞納者に交付するものとする。

- (3) 徴収吏員は、登録自動車を差し押さえたときは、次に掲げる手続を行うこと。
  - ア 滞納者が当該登録自動車を占有している場合には、車両引渡命令書（甲）（規則様式第 33 号）により、当該登録自動車の引渡しを命ずるものとする。
  - イ 第三者が登録自動車を占有している場合には、車両引渡命令書（乙）（規則様式第 34 号）により当該登録自動車を占有している第三者に引渡しを命ずるとともに、滞納者に対し車両引渡命令通知書（規則様式第 35 号）を送付するものとする。
- (4) 徴収吏員は、引渡命令により登録自動車の引渡しを受けたときは、差押車両占有調書（規則様式第 36 号）を作成し、当該差押車両占有調書の謄本を滞納者又は当該登録自動車を占有している第三者に交付して当該登録自動車の保管を命じ、当該登録自動車に車輪止め装置を取り付けるものとする。
- (5) 徴収吏員は、差し押さえた登録自動車に、公示書（規則様式第 37 号）を取り付け、公示するものとする。
- (6) 徴収吏員は、登録自動車の保管を命じても滞納者が放置違反金を完納しないときは、当該登録自動車を搬出するものとする。この場合において、差押車両搬出調書（規則様式第 38 号）を作成し、当該差押車両搬出調書の謄本を滞納者に交付するものとする。

#### 4 二重差押え

- (1) 既に滞納処分による差押えがされている債権の差押え  
既に滞納処分による差押えがされている債権を重ねて差し押さえる（以下「二重差押え」という。）場合には、前記 1 に規定する手続によるほか、併せて先順位の差押えに係る行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）に対して交付要求をするものとする。
- (2) 既に強制執行による差押えがされている債権の差押え  
既に強制執行による差押えがされている債権の差押えを行う場合には、前記 1 に規定する手続によるほか、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和 32 年法律第 94 号）第 36 条の 3 第 2 項の規定により執行裁判所に対して債権差押通知書により通知すること。

#### 5 取立て

国税徴収法第 67 条第 1 項の差し押えた債権の取立ては、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 納付書（規則様式第 2 号）を交付し、納付させる方法
- (2) 指定した金融機関の口座に入金させる方法

#### 6 配当

- (1) 配当計算書の発送

換価代金等（差押財産の売却代金又は有価証券、債権若しくは無体財産債権等の差押えにより第三債務者等（国税徴収法第 24 条第 5 項第 2 号に規定する第三債務者等をいう。）から給付を受けた金銭をいう。以下同じ。）を配当する場合は、国税徴収法第 131 条の規定により配当計算書（規則様式第 39 号）を作成するとともに、換価財産の買受代金の納付の日から 3 日以内（換価財産が金銭による取立ての方法により換価したものである場合には、その取立ての日から 3 日以内）に配当計算書（謄本）（規則様式第 40 号）及び配当計算書附属書類（規則様式第 41 号）を債権現在額申立書（国税徴収法第 131 条に規定する債権現在額申立書をいう。）を提出した者、国税徴収法第 130 条第 2 項後段の規定により金額を確認した債権を有する者及び滞納者に交付するため、発送するものとする。

(2) 換価代金等の交付期日の告知

前記(1)の規定により配当計算書（謄本）を交付するときは、国税徴収法第 132 条の規定によりその交付のため発送する日から起算して 7 日を経過した日を換価代金等の交付期日として付記し、告知すること。ただし、配当する債権が放置違反金等以外にないときは、その期日を短縮することができる。

(3) 交付を受けた者からの領収証の徴収

換価代金等を交付したときは、当該換価代金等の交付を受けた者から換価代金等領収書（規則様式第 42 号）を徴するものとする。

(4) 滞納者への通知

国税徴収法第 129 条第 2 項の規定により、差し押えた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭は、当該差押え又は交付要求に係る放置違反金等に充当するとともに、充当通知書（規則様式第 43 号）により滞納者に通知するものとする。

(5) 滞納者への残余金の交付

前記(1)の規定により配当した金銭又は前記(4)の規定により充当した金銭に残余がある場合は、当該残余の金額を滞納者に交付し、当該滞納者から残余金領収書（規則様式第 44 号）を徴するものとする。

## 第 12 差押えの解除及びその通知

### 1 差押えの解除

徴収吏員は、国税徴収法第 79 条第 1 項の規定により次のいずれかに該当することとなった場合は、差押えを解除すること。

(1) 納付、充当、更生の取消しその他の理由により差押えに係る放置違反金等の全額が消滅したとき。

(2) 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る放置違反金等に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。

## 2 差押えを解除することができる場合

徴収吏員は、国税徴収法第 79 条第 2 項の規定により次のいずれかに該当することとなった場合は、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

(1) 差押えに係る放置違反金等の一部の納付、充当、更生の一部取消し、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る放置違反金等及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるとき。

(2) 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

## 3 差押えの解除通知

差押えの解除は、差押解除通知書（規則様式第 45 号）により第三債務者及び滞納者に通知するものとする。また、交付要求をしている者があるときは、国税徴収法第 81 条の規定により差押解除通知書により通知するものとする。

## 4 財産の返還

国税徴収法第 80 条第 5 項の規定により、滞納者に対し当該差押えに係る財産を返還するときは、滞納者から差押解除財産受領書（規則様式第 46 号）を徴するとともに、差押財産出納簿に記載し、その経緯を明らかにしておくものとする。

## 第 13 交付要求

### 1 交付要求の方法

徴収吏員は、交付要求をする場合は、交付要求書（規則様式第 47 号）を当該執行機関に送達するものとする。

なお、二重差押えを行った場合は、先順位の差押権者（2 以上ある場合は全ての者）に送達する交付要求書に、その旨を付記するものとする。

### 2 滞納者等への通知

徴収吏員は、滞納者及び交付要求に係る財産の質権者等で知れている者に対し、交付要求通知書（規則様式第 49 号）により、交付要求をした旨を通知するものとする。

### 3 交付要求の終期

国税又は地方税に係る行政機関等に対する交付要求は、その換価に付すべき財産が金銭による取立てによるものである場合は、その取立ての時までに交付要求をするものとする。この場合において、滞納処分による配当を受けるときは、当該行政機関等に対して債権現在額申立書（規則様式第 48 号）を提出するものとする。

#### 4 交付要求の解除

徴収吏員は、国税徴収法第 84 条第 1 項の規定により交付要求を解除する場合は、当該交付要求に係る執行機関、滞納者及び質権者等のうち知っている者に交付要求解除通知書（規則様式第 50 号）により通知するものとする。

#### 第 14 滞納処分の執行停止及び執行停止の取消し

##### 1 滞納処分の執行停止

(1) 徴収吏員は、滞納者につき次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行停止を上申するものとする。

ア 滞納処分を執行できる財産がないとき。

イ 滞納処分を執行することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ウ その所在及び滞納処分を執行することができる財産が不明であるとき。

(2) 前記(1)の規定による上申は、滞納処分の執行停止調査書（様式第 5 号）を作成してしなければならない。

##### 2 滞納者等への執行停止の通知

徴収吏員は、滞納処分の執行停止が決定された場合は、国税徴収法第 153 条第 2 項の規定により滞納処分執行停止通知書（規則様式第 51 号）を滞納者に送達するものとする。

##### 3 滞納処分の執行停止の取消し

徴収吏員は、滞納処分の執行を停止した後 3 年以内に、その停止に係る滞納者につき前記 1(1)アからウまでに掲げる事実のいずれにも該当しないと認める場合は、滞納処分執行停止取消上申書（様式第 6 号）により、滞納処分の執行停止の取消しを上申するものとする。

##### 4 滞納者への執行停止取消しの通知

徴収吏員は、滞納処分の執行停止の取消しが決定された場合は、国税徴収法第 154 条第 2 項の規定により滞納処分執行停止取消通知書（規則様式第 52 号）を滞納者に送達するものとする。